

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和4年度事業点検・評価調書

4-I-5

4-I-5

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	案内標識の設置
節	I. アクセスルートの整備・来訪者の誘導等	事業主体	佐渡地域振興局地域整備部
事業(施策)名	5 案内標識等のルール確認、整備、充実(国・県道)	関連団体	佐渡地域振興局(地域振興担当)、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市交通政策課、佐渡市観光振興課、佐渡市建設課
事業実施期間	H28～R6		
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者の円滑な移動に向けて、案内標識の整備の充実を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成資産へ来訪者を適切に誘導するため、関係機関が連携しながら、国・県道の案内標識に関する整備方針の検討、基準の確認、占用協議等を行ったうえで、道路案内標識等の整備充実を図る。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路案内標識の表記名称を世界遺産登録における構成資産となる予定の鉱山名称と統一を図る。 		
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内標識の個々の表記名称について、関係者間での合意を得た。 ○ 道路案内標識9箇所における「西三川金山遺跡」の表記を「西三川砂金山」に改め、世界遺産登録における構成資産となる予定の鉱山名称と統一を図った。 		
事業計画と実績	<p>【R4年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在は佐渡市が「佐渡金山」の名称を「相川金銀山」に変更するための周知方法を検討している。周知期間を経た令和6年度までに道路案内標識20箇所における「佐渡金山」の表記を「相川金銀山」に変更し、世界遺産登録における構成資産となる予定の鉱山名称と統一を図る。 <p>【R4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐渡市から、以下の理由による標識変更の延期申し入れがあり、今年度の標識変更は取りやめる。 ・「佐渡金山」に比べ「相川金銀山」の認知度が低く、一般(佐渡市民・観光客)に対する周知が不十分であり、混乱を招くことから、周知方法や変更時期を検討する期間が必要である。 		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「相川金銀山」が現時点では広く一般的ではないため、現時点で「相川金銀山」に標識を変更すると、混乱が予想される <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産登録担当部局における「相川金銀山」の名称の周知状況を見極め、佐渡市と調整した上で標識を変更する。 		
事業評価	<p>【ゴールに対するR4末の達成度】 ◇ 「西三川砂金山」については標識の変更が完了している。 [A・(B)・C]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「相川金銀山」については、関係機関の合意は図られているが、今後は周知状況を見極めて、標識を変更する。 ◇ 概ね計画通りに進んでいることから、Bとする。 		

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。